

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 9 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 6 年 11 月 21 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車運転中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 52,040 円
- 2 損害賠償の相手方 (省略)